

福岡県公報

平成十九年七月二日
第二千六百九十七号
増刊 ①

目次

告 示 (第千二百九十八号)

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定の一部

改正

(公園街路課) …………… 一

告 示

福岡県告示第千二百九十八号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定(平成十四年七月福岡県告示第千二百四十一号)の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。

平成十九年七月二日

福岡県知事 麻 生 渡

表国道の部四百九十五号の項の次に次のように加える。

五百号

筑前町の区間

同右

表主要地方道の部筑紫野古賀線の項、飯塚大野城線の項及び志免須恵線の項を削る。
表一般県道の部岡垣遠賀線の項の次に次のように加える。

湊下府線	新宮町の区間	同右
山田新宮線	新宮町の区間	同右

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）